

幸田町パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町民等の町政への参画の促進と行政の透明性の向上を図り、もって町民等との協働による開かれた町政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な政策等の案を公表し、広く意見を求め、提出された意見に対する町の考え方を明らかにして意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者の権限を行う町長をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等町の基本的な政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 個別行政分野において広く町民生活に影響を与える政策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要する場合
- (2) 軽微な変更を行う場合
- (3) 政策等の策定について実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出する場合

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定を行おうとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の策定の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点
- (3) 町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を町の広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間
- (3) 政策等の案等の入手方法

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、政策等の公表の日から1月以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明示し、当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、幸田町情報公開条例（平成12年幸田町条例第2号）第7条に規定する非開示情報に該当するものは除く。

3 第6条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(構想又は検討段階でのパブリックコメント手続)

第10条 実施機関は、特に重要な政策等の作成に当たって広く町民の意見等を反映させる必

要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うように努めるものとする。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第11条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、パブリックコメント手続実施責任者を置く。

(一覧表の作成等)

第12条 町長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、指定する場所及びインターネットを利用した閲覧の方法等により町民等に情報提供するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に策定等の過程にある政策等についてはこの要綱の規定は適用しない。